特別養護老人ホーム 春日の里 ショートステイ

(事業所番号1070100563)

1. 介護保険適用時の基本料金 (併設型・空床型 多床室10床)

(1単位:10.17円)

	基本サービス費 (併設短期入所生活Ⅱ)		サービス体制強 化加算 I イ	夜勤職員配置 加算 I	1日あたりの自 己負担合計金
介護度	基本料金	自己負担額	自己負担額	自己負担額	額
要支援1	4, 370	437	18	_	455単位/日
要支援2	5, 430	543	18		561単位/日
要介護 1	5, 840	584	18	13	615単位/日
要介護 2	6, 520	652	18	13	683単位/日
要介護3	7, 220	722	18	13	753単位/日
要介護4	7, 900	790	18	13	821単位/日
要介護 5	8, 560	856	18	13	887単位/日

<サービスの実施に伴い加算される費用>

サービス内容	自己負担額	加算内容
サービス体制強化加算 I イ	- · , ·	介護福祉士の割合が60%以上配置
夜勤職員配置加算 I	13単位/日	夜勤職員配置基準数を上回る加算
療養食加算(必要な方のみ)	· 1	療養食の提供にかかる加算
送迎加算(片道1回)	184単位/1回	施設送迎利用時かかる加算
緊急短期入所受入加算 (緊急時・要介護のみ)	90単位/日 (7日間、やむを得ない事情 の場合14日間)	居宅サービス計画において計画的に行うことと なっていない短期入所を緊急に行った場合
認知症行動心理状況緊急対応加 算(緊急時)	200単位/日 (7日間)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合
介護職員処遇改善加算I(基本料金を算定した単位数の 1,000分の83(8.3%)に相当する単位数)		介護職員の賃金改善を実施している加算

- ※長期利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)の基本料金 △30単位/日
- ※地域加算(前橋市)1単位=10.17円
- ※一定以上所得がある方は介護保険の自己負担額が2割又は3割負担となります。

2. 食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	利用金額
食事の提供に要する費用	1,380円 (朝300円、昼600円、夕480円)
滞在に要する費用(多床室)	840円/日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	利用金額		
食事の提供に要する費用	第1段階認定者	300円/日	
(介護保険負担限度額認定者)	第2段階認定者	390円/日	
	第3段階認定者	650円/日	
滞在に要する費用(多床室)	第1段階認定者	なし	
(介護保険負担限度額認定者)	第2段階認定者	370円/日	
	第3段階認定者	370円/日	

特別養護老人ホーム 春日の里 ユニット型 ショートステイ (事業所番号 1070105661号)

1. 介護保険適用時の基本料金 (併設ユニット型・空床型 ユニット型個室10床)

(1単位:10.17円)

	基本サービス費 (併設型ユニット型短期入所生活 I)		サービス体制強化 加算 Ⅱ	1日あたりの自己負担 合計金額
介護度	基本料金	自己負担額	自己負担額	
要支援1	5, 120	512	6	518単位/日
要支援2	6, 360	636	6	642単位/日
要介護1	6,820	682	6	688単位/日
要介護 2	7, 490	749	6	755単位/日
要介護3	8, 220	822	6	828単位/日
要介護4	8,890	889	6	895単位/日
要介護 5	9, 560	956	6	962単位/日

<サービスの実施に伴い加算される費用>

サービス内容	自己負担額	加算内容
サービス体制強化加算Ⅱ	6単位/日	常勤職員の割合が75%以上配置
療養食加算(必要な方のみ)		療養食の提供にかかる加算
送迎加算(片道1回)		施設送迎利用時かかる加算
緊急短期入所受入加算 (緊急時・要介護のみ)	むを得ない事情の場合	居宅サービス計画において計画的に行う こととなっていない短期入所を緊急に 行った場合
認知症行動心理状況緊急対応加算 (緊急時)	200単位/日 (7日間)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用する ことが適当であると判断した場合
介護職員処遇改善加算I (基本料金を 分の83 (8.3%) に相当する単位数)	:算定した単位、1,000	介護職員の賃金改善を実施している加算

※長期利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)の基本料金 △30単位/日 ※地域加算(前橋市)1単位=10.17円

※一定以上所得がある方は介護保険の自己負担額が2割又は3割負担となります。

2. 食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

())	
料金の種類	利用金額
食事の提供に要する費用	1,380円 (朝300円、昼600円、夕480円)
滞在に要する費用(ユニット型個室)	1,970円/日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	利用金額	
食事の提供に要する費用	第1段階認定者	300円/日
(介護保険負担限度額認定者)	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者	650円/目
滞在に要する費用(ユニット型個室)	第1段階認定者	820円/日
(介護保険負担限度額認定者)	第2段階認定者	820円/日
	第3段階認定者	1,310円/日